

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（497））

2. 日時：平成29年11月21日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 大規模損壊時に水素漏えいを抑制するための原子炉ウェルへの注水手順について、実施の判断基準の根拠を整理して資料に示すこと。
- 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害について、「設計基準又は観測記録を超えるような規模を想定し」としているが、設計基準又は観測記録と条件を限定している理由を整理して説明すること。
- 重大事故又は重大事故に至るおそれがある時に自衛消防隊が使用する無線設備について、専用の周波数を使用する方針であることを示すこと。
- 大規模損壊に対応する災害対策要員への教育及び訓練について、災害対策要員は自衛消防隊も含むことから、訓練対象を分けて教育及び訓練の内容を記載すること。
- 「防潮堤損傷により大規模損壊に至る可能性がある」としていることについて、防潮堤が損傷する可能性のある条件を記載すること。
- 大規模損壊の対応に期待する要員以外の要員を対応に割り当てなければならない場合の対応について整理して資料に示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし